

住居表示に関するQ&A(よくある質問)

Q. 新しい『住居番号』と土地の『地番』は違うのですか

- A. 住居表示に使用する『住居番号』と土地の『地番』はまったく別のものです。
『地番』とは、不動産登記法により定められた土地の番号のことです。
田や駐車場など、建物が無い土地には、『地番』はあっても、『住居番号』はありません。

Q. 不動産を所有していますが、どのような手続きが必要ですか

- A. 登記名義人(所有者等)の住所変更が必要です。土地・建物などを所轄する法務局で、登記申請をしていただくことになります。
手続きには一定期間かかります。
なお、売買・贈与等による所有権等の変更が発生しなければ、急いで手続きしなくても特に支障はありません。

Q. 住所変更手続きに伴って発生する費用についてはどうなりますか

- A. 市で発行する住居表示変更証明書(市から無料で配布)を添付すると、登録免許税、各種申請手数料等は免除されます。
ただし、司法書士や代行業者等へ手続きの代行を依頼された場合は、報酬等の代行費用が発生しますので、ご注意ください。

Q. 住所変更の手続きは、いつからできますか

- A. 住居表示実施日以降に行ってください。
※市役所にある公簿類は、市役所で新しい住所に書き換えますので、手続きは不要です。

Q. 郵便番号はどうなりますか

- A. 住居表示に合わせて、新たな郵便番号が付き、そちらを使用するようになります。郵便番号が決まり次第(令和8年1月下旬頃)、通知いたします。

Q. 郵便は、旧住所(住居表示実施前の住所)でも届きますか

- A. 実施後1年間は、旧住所の記載でも配達されます。

Q. 住所変更によって発生した費用の補助はありますか

- A. 補助金等の制度はございません。
印刷費用、印判作成費用などは自費となりますのでご了承ください。

Q. 住居表示実施の必要性がよくわかりません。教えてください。

- A. 現在の住所は、大字の地名「小郡下郷」と土地の「地番」を使って表していますが、「小郡下郷」は面積が広く、目的地を探すのに時間がかかる場合があります。現在では、携帯アプリや車載ナビ等も発達しており、目的地を探すのが容易になってはいますが、地番に枝番が付いているような場所では見つけにくい場合があります。一方、住居表示が実施された地域では携帯アプリでもピンポイントでその場所を見つけることができます。

住居表示は、より狭い範囲で「新しい町名」を設定し、建物に対して番号を順序良く付番し、住居表示板も張り付けるため、誰もが目的地を探すのが容易になります。

また、場所のイメージがしやすくなり、郵便・宅配便などの誤配や遅配も少なくなるなど、住みやすいまちづくりにつながるものです。例えば、他人に知られたくない個人情報を含んだ重要書類が間違っって他人に配達されるというような心配もなくなります。これは、住民の個人情報を守ることにつながります。

また、交通事故や火災、犯罪等が発生・目撃した時に警察・救急・消防にその場所を伝えなければなりませんが、緊急通報の時に、街中に設置してある街区表示板が、迅速かつ正確に現在地を知らせるために役立ちます。この緊急通報は、土地勘のない外部の方からの場合も考えられますので、皆様の人命救助・財産保護・治安向上等、住民生活の安全安心にもつながります。住居表示を実施することにより、住民の利便性があがるものと考えております。

そして、全国的に見ても、市街化の進んだ地域いわゆる都市部の多くの地域で実施されています。今回実施を予定している小郡地域は、山口市の二つの都市核の一つであり、住宅や事業所等の集積が進んでいる場所でもありますので、住居表示実施の効果が高く、県外の方から見た時の街のイメージアップにもつながります。

このように、将来を見据えたまちづくりの観点から実施を計画しています。

Q. 自治会名・自治会の範囲はどうなりますか。

- A. 自治会の名前や範囲は変わりません。

住居表示により変わるのは住所のみです。

現在の正式な住所は「山口市小郡下郷〇〇番地」ですが、これが、住居表示の実施により「山口市(新町名)〇番〇号」と変わります。